

- ※2 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上のものをいいます。（例えば、被扶養者（家族）である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担額は医療費総額の3割分となります）
  - ※3 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
  - ※4 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
  - ※5 他の法令の規定による給付等（例：条例に基づく乳児医療助成）を受けたときは、その限度において、給付を行わない場合があります。
  - ※6 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。（障害見舞金または死亡見舞金の支給は行われます。）
  - ※7 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないと、時効によって請求権がなくなります。
- ◎ このご案内は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の概要をご説明したものです。

### 給付を受ける手続き

必要書類を学校(園)から受け取り、受診した医療機関で証明を受けて（用紙を持参してその場ですぐに証明していただけない場合もありますので、証明を受けるときは、医師等の都合を確かめてからお願ひするようにしてください）、学校へ提出してください。学校は教育委員会を通じてセンターへ請求します。その後、センターから教育委員会を経て学校へ給付決定通知が送付され、給付されることになります。

このように、請求手続きは学校が行いますから、お子様が、「学校(園)の管理下」で災害に遭った場合は、まず学校にご相談いただき、治療の経過を報告するなど、学校との密な連携をお願いします。

なお、この請求から給付までの手続きは、独立行政法人日本スポーツ振興センター大阪支所において、審査の上、給付額を決定しますので、2～3ヶ月かかりますことをご承知ください。

## 給付制度への加入と共済掛金

### 加入契約

教育委員会とセンターが災害共済給付契約を結び、保護者のみなさんからいただく掛金と教育委員会が負担する掛金を合わせて、決められた日（5月31日）までにセンターに支払うことにより加入契約が完了し、4月1日以降の災害が給付の対象になります。

なお、伊丹市立の学校および幼稚園は全員加入制をとっています。また、全国の国公立の学校も加入していますので、他市の国公立の学校へ転出された場合でも、ほとんどの学校でこの制度の適用を受けることができます。

### 共済掛金

保護者負担金は下記の通りです。徴収方法については、学校(園)からお知らせします。

区 分		保護者負担金
小 学 校（一般児童）		460円
中 学 校（一般生徒）		460円
伊丹特別 支援学校	小・中学部	460円
	高等部	1,290円
高 等 学 校		1,290円
幼 稚 園		162円